

加入すれば給付拡充

⑯ 社会保険 10月から適用拡大

目指せ！
お金の達人



富山県金融広報委員会
金融広報アドバイザー
三ツ塚 真樹子

今年10月から、従業員数101人以上の事業所で勤務する人について、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入要件が緩和されました。社会保険に加入すると、社会保険料の負担（労使折半）が新たに発生するため給与の手取りは減ります。一方で加入によって、けがや病気の際や、老後の給付を拡充できるメリットもあります。その内容を見てみましょう。

Q 加入要件が緩和された対象者について、詳しく教えてください。

A 「フルタイムの従業員」と「週の労働時間がフルタイムの4分の3以上の従業員」（いずれも現在の厚生年金保険の適用対象者）が合わせて101人以上いる事業所で勤務する人のうち、①週の所定労働時間が20時間以上②月額賃金が8万8千円以上③2カ月を超える雇用の見込みがある④学生ではない⑤全ての要件を満たした方が対象です（図1）。

最初の雇用契約期間が2カ月以内であっても、雇用契約書などで雇用契約が「更新される場合がある旨」の明示がある場合や、同じ事業所で同様の雇用契約に基づき雇用されている人が最初の契約期間を超えて雇用された実績がある場合は、③の要件を満たします。新たに入社する際は、ご自身の雇用契約書などを確認するようにしてください。

Q 健康保険や厚生年金保険に加入するメリットは？

A 健康保険に加入すると、業務外の病気やけがで仕事を休み、給与を受けられない場合に「傷病手当金」、出産のため仕事を休み給付を受けられない場合には「出産手当金」が支給されます（給与の3分の2相当額）。国

Q リニフ以上の事業所で勤務し、いずれの事業所でも社会保険の加入要件を満たす場合は、どうなる？

A ダブルワークなどにより二つ以上の事業所で勤務し、いずれの事業所でも社会保険の加入要件を満たす場合は、どうなる？

要件緩和による社会保険の適用対象者 (図1)

	これまで	2022年10月～	2024年10月～(予定)
厚生年金保険の被保険者の総数	常時501人以上	常時101人以上	常時51人以上
所定労働時間	週20時間以上		
賃金	月額8万8,000円以上		
雇用の見込み	1年以上	2カ月超	
学生か	学生でないこと		

*日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>)より筆者作成

社会保険加入による負担と将来の老齢年金額 (図2)

年収106万円(月収8万8,000円)の例

月額の保険料負担	健康保険料	4,400円
	厚生年金保険料	8,100円
本人負担分		1万2,500円

	老齢厚生年金の年金額(目安)		老齢基礎年金	老齢年金額
1年加入	月額 450円(年額 5,400円) × 終身	+		
10年加入	月額4,500円(年額 5万4,100円) × 終身	+	＝	＝
20年加入	月額9,000円(年額 10万8,300円) × 終身	+	＝	＝

*社会保険適用拡大ガイドブック(https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/pdf/guidebook_hihokensha_a4.pdf) 2、3ページの図や表より筆者作成

健康保険では傷病手当金(新型コロナウイルス傷病手当金を除く)や出産手当金という制度はありません。厚生年金保険に加入するメリットとしては、将来受け取る老齢厚生年金額が増えることが挙げられます(図2)。また、障害・遺族の各年金も二階建て(基礎年金部分+厚生年金部分)となり、保障が充実します。障害年金については、障害の程度が軽い場合(障害等級3級以下)も、障害厚生年金または障害手当金(一時金)の支給を受けられます。

同時に2カ所以上の事業所で社会保険の加入要件を満たした場合、被保険者自身でいずれか一つの事業所を選択し、その事業所を管轄する年金事務所へ「被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を提出する必要があります。この場合、各事業所で受ける給与(報酬月額)を合算した月額により標準報酬月額を決定します。社会保険料は標準報酬月額による保険料額を、各事業所で受ける給与(報酬月額)に基づき案分します。ご自身が社会保険の加入対象となるかどうか分からない場合は、事業所を管轄する年金事務所へご相談ください。(特定社会保険労務士)